

専門技術チームの開催実績について

専門技術チーム	収集手順班	DNA鑑定班
第 1 回　10月17日 （主な議題） ・ 今後の議論の進め方について		
	（主な打合せ内容） ・ 御議論いただきたい点について ・ 指摘を受けた事例の確認について ・ 今年度の遺骨収集について 以上の内容に係る打合せを 2 回実施	（主な打合せ内容） ・ 御議論いただきたい点について ・ 指摘を受けた埋葬地に係る遺骨の鑑定結果案について ・ 所属集団の確認のためのDNA鑑定の手順案について ・ 鑑定書のフォーマット案について 以上の内容に係る打合せを 3 回実施
第 2 回　12月11日 （主な議題） ・ 収集手順班及びDNA鑑定班における議論の状況について		

※令和 2 年 3 月に、これまで議論した内容を取りまとめ、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」に報告する予定。

＜専門技術チーム　構成員＞

	収集手順班	DNA鑑定班
班員（五十音順、敬称略） ※○は班長	坂上　和弘 坂　英樹 橋本　正次　○ 盛川　英治	浅村　英樹　○ 浅利　　優 北川　美佐 篠田　謙一 玉木　敬二 山田　良広

専門技術チーム（収集手順班）におけるこれまでの主な意見

※これまでの主な意見をまとめたもので、方針等を定めたものではない

1. 戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地にかかる遺骨の確認について

○現地での鑑定の手続や判断が適切だったかについての確認

（議論の状況）

- ・ ロシアの 9 事例のうち、5 事例について、調査報告書や収集報告書を参照しながら、当時の手続を確認した。
- ・ 5 事例も含め、引き続き確認作業を行っていく。

（主な意見）

- ・ ロシアから提供された情報については調査の前提として一旦受け入れるのではないか。その上で、情報を検証しながらやるためにも、考古学的方法で作業するのがよいのではないか。ただし、人・時間を要する。
- ・ 日本側の鑑定人が同行していない当時、ロシア側の鑑定人に疑問を呈することは難しかったのではないか。
- ・ 収集については、その当時ベストだと思われる方法で実施してきた。今の基準で誤りを指摘することにあまり意味はないのではないか。

2. 日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法の検討

○形質人類学的観点からの手順の検討等

（議論の状況）

- ・ 9 事例の確認を行う中で、今後の手順について意見をいただいた。

（主な意見）

【確認方法の検討について】

- ・ 場所によって埋葬状況は異なり、1 柱がきれいに出てくる場合とそうでない場合があるので、一律に基準を設定するのではなく、個別のケースに応じてどうするかを決める必要があるのではないか。
- ・ 南方の遺骨は DNA の抽出が難しい状態になってしまっているものが多い。DNA だけに頼らず日本人であることの蓋然性を判断する必要があるのではないか。
- ・ ベストなプロセスと考えられることは、
 - ①考古学的な発掘を行い、出てきた人骨を一旦全て日本に持ち帰る
 - ②持ち帰った後、複数の専門家により骨の形態的な分析をして、DNA 分析が必要かを判断する
 - ③日本人でないと分かれば、もとの国に返し、日本人と分かればその後の手続に

進める

という方法ではないか。しかし、全て実施するのは難しいので、時間やコスト等の制約の中で何をどこまですべきか検討する必要があるのではないか。

焼骨してしまうと、遺骨の形質鑑定を改めて行うことができなくなり、現地での鑑定を検証することもできなくなってしまうのではないか。

- ・ 一方、南方の遺骨にはDNAの抽出が難しいものも多く、そのような遺骨は、どのように慰霊することにするのか。
- ・ 写真をメールで現地から日本の骨の形質の専門家に送ることで、他の日本人の鑑定人の意見を聞いたら良いのではないか。

⇒ 11月以降に実施した収集において、現地から遺骨の画像データを国内にいる他の鑑定人に送付し、複数の専門家の目で判断した。

【遺骨鑑定人の人材確保について】

- ・ 形質人類学等この分野をやっている人数は多くないため、遺骨鑑定人の人材育成が重要であるが、人材育成には時間がかかる。

専門技術チーム（DNA 鑑定班）におけるこれまでの主な意見

※これまでの主な意見をまとめたもので、方針等を定めたものではない

1. 戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地にかかる遺骨の確認について

○日本人の遺骨であるかの確認

（議論の状況）

- ・ロシアの 9 事例のうち、6 事例に係る DNA の資料を議論のために提示し、DNA 鑑定の方法、鑑定書の記載方法、日本人である可能性の評価方法などについて議論を行った。
- ・国際的なデータベースを活用して DNA の型から所属集団を統計的に推定する方法や日本人の埋葬地ではないなどの埋葬地単位で評価する方法などについて、議論を行った。
- ・今後は評価方法を確定させ、9 事例の鑑定書を作成する。
- ・フィリピンの 10 検体についても所属集団に着目した DNA 鑑定を行う。

（主な意見）

- ・DNA 鑑定でも日本人であるということを 100% 確定することは困難であり、また、DNA が十分抽出できない場合もあるため、形質の鑑定や埋葬地などの情報も含めて判断することが必要ではないか。
- ・9 事例については、身元特定のために解析したデータ（Y 染色体 STR 型、ミトコンドリア DNA（HV1 領域））を活用し、国際的なデータベースを参照することによりハプログループ¹を推定し、日本人の可能性を評価することが効率的なのではないか。
- ・データベースを参照する方法により、埋葬地単位で評価することは可能と考えるが、この方法で個々の遺骨について日本人であるか否かの鑑定は難しいのではないか。
- ・データベースの参照ではなく、DNA を詳細に解析する方法もあるが、時間とコストを要するため、それによりどこまで分かるかを含め、検討する必要があるのではないか。

2. 日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法の検討

○DNA 鑑定の標準的手法の検討

（議論の状況）

- ・9 事例の検証方法を踏まえて、既に收容し身元特定のための DNA データが存在する遺骨の DNA 鑑定の方法、今後収集する遺骨についての DNA 鑑定の方法について、今後議論を行っていく。

¹ DNA の塩基配列の一定の特徴（SNP（1 塩基多型）等）により分類される DNA のグループ

今後の遺骨収集の課題について
(今後議論いただきたいこと (案))

1. 9 事例の検証について

(1) 議論の前提

- ・ 収集手順班、DNA 鑑定班のそれぞれで、9 事例についての検証を行っている。
- ・ 形質学的鑑定、DNA 鑑定の双方とも、遺骨の所属集団等の推定を行うものであり、一定の限界が存在する。

(2) 専門技術チームにおいて議論いただきたい点 (考えられる論点)

- ・ 今後、両班の議論を統合して専門技術チームとしての報告にまとめる上で留意すべき点はあるか。
- ・ 鑑定の結果、日本人ではないならどこの国の人であるかというのをどのように表現し、説明していくか。
(どこの国の人かを確定することが困難ということをどのように説明するか)

2. 今後の収集手順について

(1) 今年度の取組

- ・ 今年度の遺骨収集においては、日本人の蓋然性が高いと判定される遺骨については、検体を採取し現地で焼骨の上送還するが、日本人の可能性が高いが日本人である蓋然性が高いとの判定が困難な遺骨については、検体のみ持ち帰り、日本人であるかに着目した DNA 鑑定を行うこととしている。
- ・ 今年度の収集においては、樺太・占守島の収集において、蓋然性が高いと判定した遺骨 7 柱、検体のみを持ち帰る遺骨 11 柱、マリアナ諸島の収集において、蓋然性が高いと判定した遺骨 5 柱、検体のみを持ち帰る遺骨 86 柱となっている。
- ・ 今年度の収集において、写真を現地から送り、現地に派遣している日本側の骨の形質の鑑定人以外の日本の骨の形質の鑑定人の意見を聞くこととしている。

(2) 専門技術チームにおいて議論いただきたい点 (考えられる論点)

- ・ 今後検体のみを持ち帰り、日本人であるかに着目した DNA 鑑定を行うものの増加が見込まれ、一定の期間で鑑定することが求められるが、どのような方法なら実施できるか。
- ・ 人材確保についてどのように行っていくべきか。
- ・ 各分野の知見を集めて総合的な視点から鑑定を行うためにどのような体制が必要か。

3. 現地の焼骨について

(1) 議論の前提

(戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議中間とりまとめ (令和元年 8 月 2 日) 抜粋)

- ・ 近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、より一層の科学的鑑定を行うことが期待されている。現地で焼骨をせずに、日本で DNA 抽出の後に焼骨することも選択肢となるが、厚生労働省は、本とりまとめを踏まえ、遺族感情に配慮し、制度面や技術面の課題を整理し、遺族等関係者の理解を得つつ慎重に進めていくべきである。
- ・ なお、仮に遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、遺骨の送還手段や送還時の防疫面での対策 (遺骨に付着した土の除去)、送還後の鑑定の手順、遺族への伝達又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑等への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、戦没者遺族に配慮しつつ、厚生労働省において検討を行う必要がある。

(2) 専門技術チームにおいて議論いただきたい点（考えられる論点）

＜鑑定体制＞

- ・ 相手国との関係で、どのような鑑定のあり方が求められるか。
- ・ 焼骨せずに持ち帰った場合、特に南方戦闘地域において収容された遺骨は DNA の断片化の度合いが高く、DNA 型の十分な抽出が困難である場合が多い。未焼骨で持ち帰ることにより、検体となりうる部分が増えるが、DNA が抽出できる可能性が高まると考えるのか。
- ・ 迅速に鑑定を行うための体制、人材は確保できるのか。
- ・ 結局、鑑定できない遺骨が増えるばかりで、千鳥ヶ淵に納骨して慰霊することができなくなるのではないかと。その場合、かえって戦没者への敬意を欠いた取扱いになってしまうのではないかと。

＜遺族感情＞

- ・ 収容現地において慰霊したい遺族への配慮に欠けることとはならないか。非常に細かい骨片については現地焼骨するという考え方もあるのではないかと。
- ・ 鑑定が終了するまでは、千鳥ヶ淵墓苑への納骨ができないことに遺族は納得できるのか。
- ・ 遺族にとって、収集団に参加する意欲を削ぐことにならないか。

(参考) 現地焼骨の中止に関し、これまでに提示されている疑問等

<制度面>

- ・ 未焼骨のまま送還する場合、日本人ではない可能性のあるまま送還することとなるが、相手国の許可が得られるのか。
- ・ 防疫面の懸念はないのか。
- ・ 収容場所が僻遠の地にある場合、輸送手段の確保は可能なのか。
- ・ 日本人でないとわかった場合、相手国に返すことができるのか。その場合、相手国の国民感情を害することにはならないか。
- ・ 国内に保管場所は確保できるのか。遺骨の尊厳を保ちつつ保管することができるのか。

<鑑定体制>

- ・ 焼骨せずに持ち帰った場合、特に南方戦闘地域において収容された遺骨は DNA の断片化の度合いが高く、DNA 型の十分な抽出が困難である場合が多い。未焼骨で持ち帰ることにより、検体となりうる部分が増えるが、DNA が抽出できる可能性が高まると考えるのか。
- ・ 迅速に鑑定を行うための体制、人材、コスト等は確保できるのか。
- ・ 結局、鑑定できない遺骨が増えるばかりで、千鳥ヶ淵に納骨して慰霊することができなくなるのではないか。その場合、かえって戦没者への敬意を欠いた取扱いになってしまうのではないか。

<遺族感情>

- ・ 収容現地において慰霊したい遺族への配慮に欠けることとはならないか。非常に細かい骨片については現地焼骨するという考え方もあるのではないか。
- ・ 鑑定が終了するまでは、千鳥ヶ淵墓苑への納骨ができないことに遺族は納得できるのか。
- ・ 遺族にとって、収集団に参加する意欲を削ぐことにならないか。

戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議の開催について

〔 令和元年 12 月 17 日
関係省庁申合せ 〕

1. 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号)に基づく戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」である平成 28 年度から令和 6 年度の後半 5 年間を迎えるにあたり、政府一体となって取組をより一層推進するため、戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補(内政担当)
	内閣官房副長官補(外政担当)
	厚生労働事務次官
副議長	厚生労働省社会・援護局長
構成員	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
	外務省大臣官房長
	外務省アジア大洋州局南部アジア部長
	厚生労働省大臣官房審議官(援護担当)
	防衛省大臣官房長
オブザーバー	文部科学省大臣官房審議官(研究振興局及び高等教育政策連携担当)
	国土交通省大臣官房技術参事官(港湾局担当)

3. 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

戦没者遺骨収集推進戦略

令和元年 12 月 17 日

戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議決定

【本戦略の趣旨】

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号。以下「戦没者遺骨収集推進法」という。)において、平成 28 年度から令和6年度までの9年間で、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」と定められている。
令和2年度は、集中実施期間の中間年にあたり、残る集中実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間である。
- 戦没者遺骨収集推進法における戦没者約 240 万人のうち、収容済みの遺骨は約 128 万柱である。
- 未収容遺骨約 112 万柱のうち、約 30 万柱が沈没した艦船の遺骨、約 23 万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にあり、これらを除くと約 59 万柱となる。
- 一方、平成 21 年度以降、集中実施期間内の平成 28、29 年度にかけて、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等における資料調査(以下「海外資料調査」という。)を実施し、徹底的に情報収集を行うとともに、情報を分析し、戦没者の埋葬地点を推定してきた。
- 令和6年度までの集中実施期間において、鑑定体制の充実と併せ、これまでに得られた情報を最大限活用しつつ、現時点で情報のない遺骨等も含め、未収容遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施する。

【具体的内容】

- 具体的には、未収容の遺骨について、(1) 南方等戦闘地域の遺骨、(2) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨、(3) 情報のない未収容の遺骨、(4) 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨、(5) 沈没した艦船の遺骨の区分ごとに以下の方針で取り組む。また、厚生労働省は、本戦略に基づき、各年度の実施計画を定めるものとする。

(1) 南方等戦闘地域の遺骨

- ・ 南方等戦闘地域については、調査を要する埋葬地点の現地調査を速やかに実施し、その調査の結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う必要がある。

所属集団の特定のためのDNA鑑定に要する時間等を踏まえ、現地調査を令和2年度から令和4年度までに実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する。

- ・ 現地調査の対象は、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点（海外資料調査により推定した埋葬地1,695地点と戦友等から提供された情報に基づく1,455地点（平成31年3月末現在））であり、これらの地点の現地調査及びこれを踏まえた遺骨収集が確実に進められるよう、遺骨鑑定の専門家を含めた必要な人員体制を確保する。
- ・ 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、各地域の課題を整理し、厚生労働省及び外務省が協力して計画的に進める。

(2) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

- ・ 場所及び名簿の情報がある62埋葬地（旧ソ連61埋葬地、モンゴル1埋葬地（平成31年3月末現在））については、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する。
- ・ 名簿はあるが場所が不明な埋葬地（全て旧ソ連の94埋葬地（平成31年3月末現在））については、ロシア連邦政府等から情報を取得できるよう、厚生労働省及び外務省が協力し、様々な機会を通じて進める。

(3) 情報のない未収容の遺骨

- ・ 今次の大戦の交戦国が保有する情報のうち、機密指定されているため取得できていない情報を取得できるよう、機密指定解除に向けた働きかけを厚生労働省及び外務省が協力して進める。
- ・ 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、厚生労働省及び外務省が協力し、様々な機会を通じて進める。
- ・ 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、厚生労働省は、外務省の協力を得て、現地調査員の適任者の確保に努める。

- ・ なお、硫黄島については、内閣総理大臣補佐官を議長とした「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において毎年度決定する実施計画等に基づき、厚生労働省及び防衛省等関係省庁が協力して進める。

(4) 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- ・ 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、厚生労働省及び外務省が協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

(5) 沈没した艦船の遺骨

- ・ 沈没した艦船の遺骨については、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等の意見交換を行うため、有識者及び関係省庁等による会合を開催し、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する。

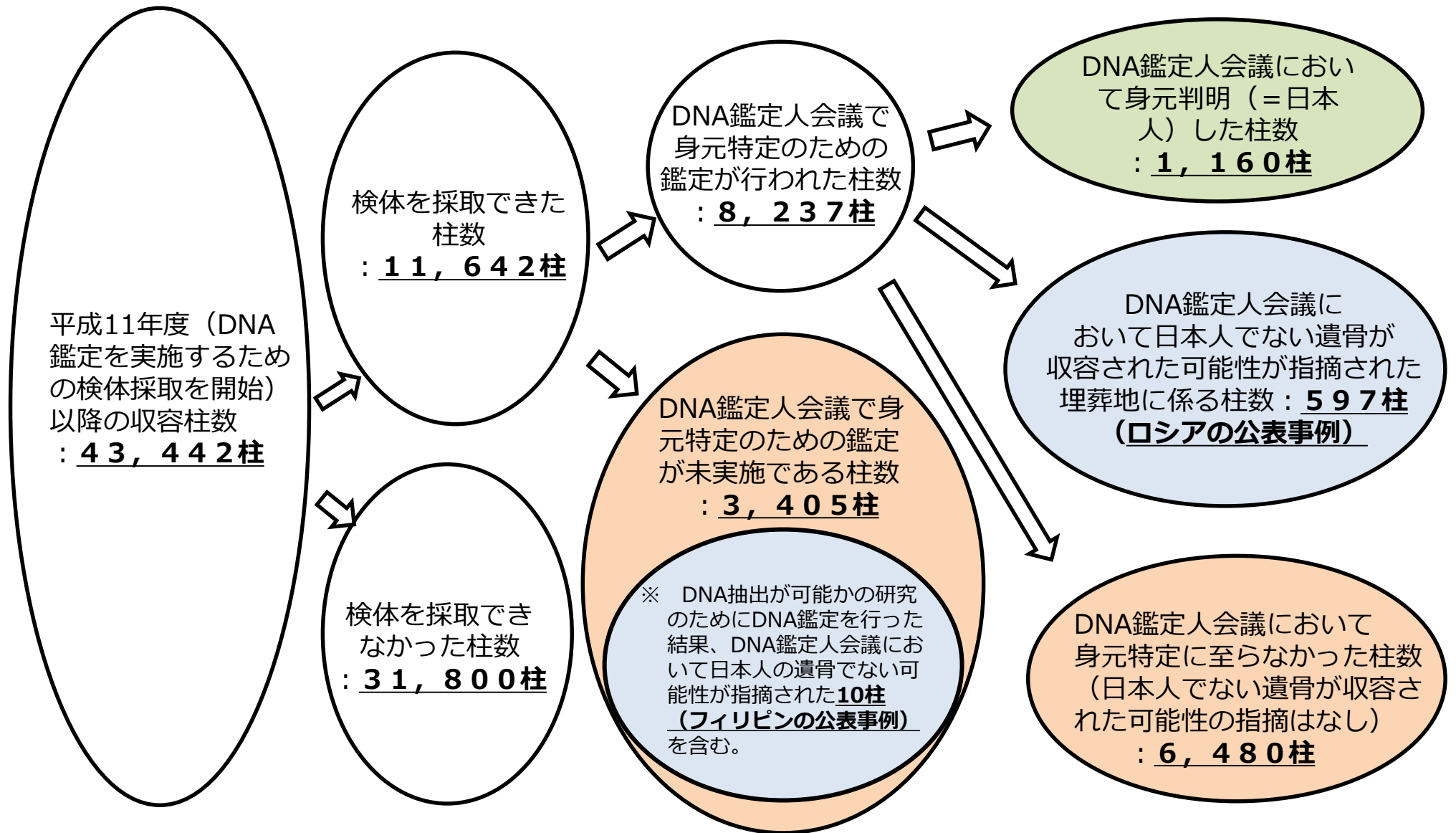
○ 戦没者遺骨の鑑定については、令和元年度内を目途に、鑑定体制の強化、鑑定の迅速化について「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置された「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」により有識者会議へ報告が行われる。同報告を踏まえ、具体的な鑑定体制の強化、鑑定の迅速化を図る。

○ 本戦略の下、取組を進めるにあたっては、適宜事業の進捗状況を把握するとともに、相手国との協議状況や技術の進歩等に応じて、事業の進め方を適切に見直していく。

「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合における対応についての基本的な方針

- 9月19日に「これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」について発表した際、「今後、各埋葬地の担当の鑑定人（鑑定機関）に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA 鑑定人会議の場において指摘していただく」こととしていたところ。
- この取扱いに基づき、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、鑑定人から、日本人でない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合には、事実関係を整理し、相手国に連絡した上で、可能な限り速やかに公表する。
- 今後公表される事例についての日本人の遺骨であるかの確認については、10月4日公表の「今後の確認・検証作業の進め方について」に基づき、現在、専門技術チームで議論いただいている、日本人である可能性の標準的確認方法により、来年度以降に確認する。

戦没者遺骨鑑定の全体像



Press Release

報道関係者 各位

令和元年 9 月 19 日

【照会先】

社会・援護局 事業課

課長 吉田 和郎（内線3446）

課長補佐 佐藤 宏（内線3447）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2228

これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について

- 1 今般、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について、事実関係を整理し、相手国（ロシア）と情報共有を行ったことから、別添のとおり、発表します。
- 2 今後の確認・検証作業の進め方については、専門家、遺族等の関係者からのご意見を伺うとともに、相手国（ロシア）との協議なども踏まえてとりまとめ、別途発表します。

（配布資料）

- 別添：これまでの「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地
- 参考：旧ソ連・モンゴル地域の収容埋葬地に係る DNA 鑑定状況

これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が
収容された可能性が指摘された埋葬地

(1) 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例(1埋葬地)

【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、
鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された
可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

※ 4埋葬地とも平成23年度(厚生労働省が、戦没者遺骨の所属集団の特定の
必要が生じた際にDNA分析を参考資料として初めて用いた年)以前の事例

(1)－1 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例

収容埋葬地	ザバイカル地方 第24収容所第13支部	
収容時期	平成26年8月	
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	
収容柱数	16柱(検体が採取できたのは16柱すべて)	
日本人である蓋然性が 高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	
	遺留品等	なし
	骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施 (遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年3月	
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期	平成29年3月	
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし	
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成30年6月(※1)	
DNAから見た日本人である可能性の確認の結果が報告された時期	平成30年8月(※2)	

※1 平成30年6月のDNA鑑定人会議において、遺族のDNAと照合を行う過程で、鑑定人の一人から、日本人の遺骨ではない可能性が指摘され、協議の結果、同鑑定人が、DNAから見た日本人である可能性の確認を行うこととなった。

※2 平成30年8月のDNA鑑定人会議において、DNAから見た日本人である可能性の確認を行った結果として、16柱全てについて「日本人の遺骨ではない」、または、「日本人の遺骨ではない可能性が高い」と報告された。

注) 鑑定人がロシアとの協議のために必要なデータと専門家の評価を記載した鑑定書を現在作成中。

(1)－2 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地
【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

収容埋葬地	①ケメロボ州 第526収容所第6支部	②クラスノヤルスク地方 第34収容所第8支部－1	③イルクーツク州 第7収容所第8部隊－2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊	④ハバロフスク地方 第2収容所第5支部付属 中央病院墓地
収容時期	平成25年9月	平成18年8月	平成12年7月 (現地調査は19年6月まで継続)	平成18年7月～22年7月
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)
収容柱数	2柱(検体が採取できたのは2柱すべて)	60柱(検体が採取できたのは45柱)	90柱(検体が採取できたのは72柱。ただし2柱は鑑定に適さず。)	135柱(検体が採取できたのは128柱)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	なし	なし	なし	なし
骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	なし(平成12年当時、作業要領上規定なし)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年2月	平成20年12月	平成28年3月	平成23年4月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成29年3月	平成19年10月(※1)	平成29年3月	平成23年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし	なし	なし	なし
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成31年3月	平成30年3月	平成29年12月	平成24年6月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	2柱	45柱	70柱	128柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数(鑑定に適さなかったものを除く。)から身元特定数を引いた数

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

収容埋葬地	①ハバロフスク地方 第2収容所・第3支部 マンガクト駅地区	②ハバロフスク地方 第3475特別野戦病院ヴァニノ地区	③イルクーツク州 第7収容所第22支部	④タンボフ州 第2022特別軍病院モルシヤンスク市 ノコチェツカ村墓地
収容時期	平成12年7月～15年7月	平成11年7月	平成12年7月	平成14年5月
日本への送還許可	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)
収容柱数	98柱(検体が採取できたのは96柱)	126柱(検体が採取できたのは126柱全て)	74柱(検体が採取できたのは74柱全て)	57柱(検体が採取できたのは57柱全て)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を収容	・遺留品(襟章、印鑑) ・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を収容	なし	・遺留品(認識票、階級章) ・治療痕(金歯)のある遺骨を収容
骨の形質の鑑定	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	あり(当時、作業要領上の規定はなかったが、ヨーロッパ人死亡者も埋葬されている埋葬地のため、ロシア側が鑑定人を派遣)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成20年3月	平成18年5月	平成17年12月	平成17年1月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成16年12月	平成15年6月	平成15年6月	平成15年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	2柱	1柱(但し、遺留品により身元判明したもの)	なし	14柱
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成21年2月	平成19年4月	平成18年3月	平成17年5月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	94柱	125柱	74柱	43柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数から身元特定数を引いた数

平成11年度
(DNA鑑定を実施
するための検体採
取を開始した年)
以降に遺骨を収容
した埋葬地
：**1 2 6 埋葬地**



収容遺骨から
検体を採取できた
埋葬地
：**1 2 4 埋葬地**



DNA鑑定人会議
において収容遺骨
の身元特定のため
のDNA鑑定が
行われた埋葬地
：**1 0 6 埋葬地**



DNA鑑定人会議において日本人でない
遺骨が収容された可能性が指摘された
埋葬地：**9 埋葬地**

・ DNAから見た日本人である可能性の確認に
至っているもの

【A】 (1 埋葬地)

・ DNAから見た日本人である可能性の確認には
至っていないもの

【B】 (4 埋葬地)

【C】 (4 埋葬地)

※令和元年8月末時点

注) 今後、各埋葬地の担当の鑑定人(鑑定機関)に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA鑑定人会議の場において指摘していただく。

Press Release

令和元年11月15日

【照会先】

- ・今般発表した事例の事実関係について

社会・援護局 事業課

課長 吉田 和郎（内線3446）

課長補佐 佐藤 宏（内線3447）

直通 03(3595)2228

- ・「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」に関すること

大臣官房総務課

企画官 佐藤 俊（8632）

直通 03-3502-6903

報道関係者 各位

日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例について

本年9月19日に、これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されたロシアの9埋葬地について、事実関係の発表を行ったところです。

今般、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」の調査過程で、発表済の事例とは別のフィリピンでの事例について、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例」があることが判明したため、当該事例について別添のとおり発表します。

（資料）

- 別添 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例について
- 参考資料1 今般の事例に関する整理図
- 参考資料2 フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書（平成23年10月5日）（概要）

【経緯】

- 令和元年9月19日に、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人でない遺骨が収集されていた可能性が指摘された埋葬地について公表(ロシアの9事例)。
- これらについて調査を行う「調査チーム」の調査過程で、公表済の事例とは別のフィリピンでの事例について、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議で、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例があることが分かった。

(事例の概要)

- ・平成22年6月～7月にかけて、フィリピンで2,191柱を収容。
- ・南方の遺骨においてもDNA鑑定が可能かどうかを研究するために、2,191柱のうち頭骨に歯が伴っている遺骨から10検体採取。
- ・当該10検体について、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議の構成員に鑑定を依頼し、平成23年6月の第38回会議にて日本人の遺骨でないとの報告があった。
- ・なお、フィリピンにおける遺骨収集については、平成22年10月に、収容された遺骨にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかと報道があったことを踏まえ、翌平成23年10月に「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」がとりまとめられている。この中では、当該10検体に関するDNA鑑定結果については記載されていない。

【今後の対応】

- 9事例について調査を行っている「調査チーム」において、本事例についても調査を行う。
 - 10検体について、「専門技術チーム」において日本人である可能性に係るDNA鑑定を再度行う。
- ※ この点について、本日(11月15日)、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」でも持ち回りです承されている。

H22.10

フィリピンにおける遺骨収集事業を中断

日本へ送還

- ・宣誓供述書により収容状況を確認
- ・厚労省職員立会いのもと、フィリピン国立博物館の鑑定人が遺骨を鑑定
- ・国立博物館において遺骨証明書を発行

H20
1,230柱

H21
7,740柱

H22
6,289柱

計 15,259柱

南方の遺骨においてもDNA鑑定が可能かどうか研究するため、H22.6～7に収集した2,191柱の中から10検体を採取

未送還

- ・宣誓供述書の確認をしていない
- ・遺骨の鑑定をしていない

246箱
柱数不明

H23.10 フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書

- ・盗骨事件との関連は認められず
- ・宣誓供述書の内容に虚偽は認められず
- ・厚労省職員立会いのもと、フィリピン国立博物館が遺骨を証明

国立遺伝学研究所において鑑定
130検体

(DNAが抽出できたものは110検体)
(フィリピン人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致する個体 54個体
日本人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致する個体 5個体)

H30.8.31公表

山梨大学において
鑑定 71検体

(フィリピン人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致する個体等 52個体)

山形大学において
鑑定 110検体

(フィリピン人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致する個体 64個体)

H23.1
311検体を
日本へ持ち込み
鑑定

フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書（平成 23 年 10 月 5 日）
（概要）

【検証結果】

1. フィリピンで発生した盗骨事件とフィリピンでの遺骨帰還事業とを関連付ける具体的な証言等は確認されなかったこと。
2. 遺骨の発見状況を証明する「宣誓供述書」の内容が虚偽であることは確認されなかったこと。
3. 現地の鑑定人による遺骨の鑑定は当省職員の立ち会いの下で行われ、旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書が発行されていたこと。
一方で、現地の鑑定人が発見者等に直接面会し、発見状況を確認することが少ない等、事業を適正に実施する観点から見直しが必要と考えられること。
4. 現地の鑑定人による鑑定前の遺骨の一部（現地に保管され、政府派遣団が受領していない遺骨）について、試行的に行った科学的検査（ミトコンドリア DNA 解析）（※）を踏まえて、遺骨の判定方法について見直しが必要と考えられること。

※ フィリピン国立博物館の鑑定人による鑑定前の遺骨の中からミトコンドリア DNA の抽出が比較的容易と思われるものを 110 検体選別し、ミトコンドリア DNA 塩基配列のハプロタイプ解析を試みた。その結果、ハプロタイプを決定できないものが 44 個体あり、日本人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致するものが 5 個体、フィリピン人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致するものが 54 個体、どちらに多いともいえないハプロタイプに一致するものが 5 個体、これまでに日本人でもフィリピン人でも発見されていないハプロタイプに一致するものが 2 個体あった。

【事業の見直し】

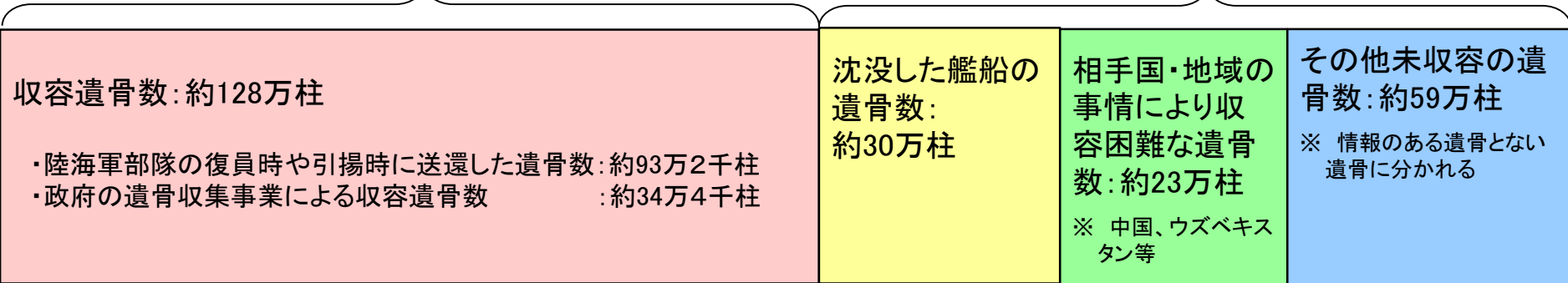
検証結果を踏まえ、次の改善を行うこととする。

1. 遺骨の収容は、フィリピン国立博物館職員の同行の下でのみ実施するとともに、骨学等の研修を受けた当省職員を現場に派遣する。また、民間団体への委託は、遺骨の移動を伴わない情報収集のみとする。
2. 遺骨の鑑定は、フィリピン側専門家と日本側関係者が合同で実施する。また、蛍光反射検査を含む法人類学的検査を実施するとともに、当面、遺留品がある場合等を除き、科学的検査（ミトコンドリア DNA 解析）を行う。
3. 以上に伴い、宣誓供述書は廃止する。
4. 遺骨への対価の支払いをしないことを徹底する。
5. フィリピン政府との間で、事業の再開に必要な覚書を締結する。

- 令和2年度は、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づく集中実施期間(平成28年度～令和6年度)の中間年にあたる。
- 推進法における戦没者約240万人のうち、収容済みの御遺骨は約128万柱。
- 未収容の御遺骨約112万柱のうち、約30万柱が海没のため収容困難、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にあり、これらを除くと約59万柱となる。
- 集中実施期間において、鑑定体制の充実と併せ、交戦国の国立公文書館等での資料調査等によりこれまでに得られた情報を最大限活用しつつ、未収容の御遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施する必要がある。

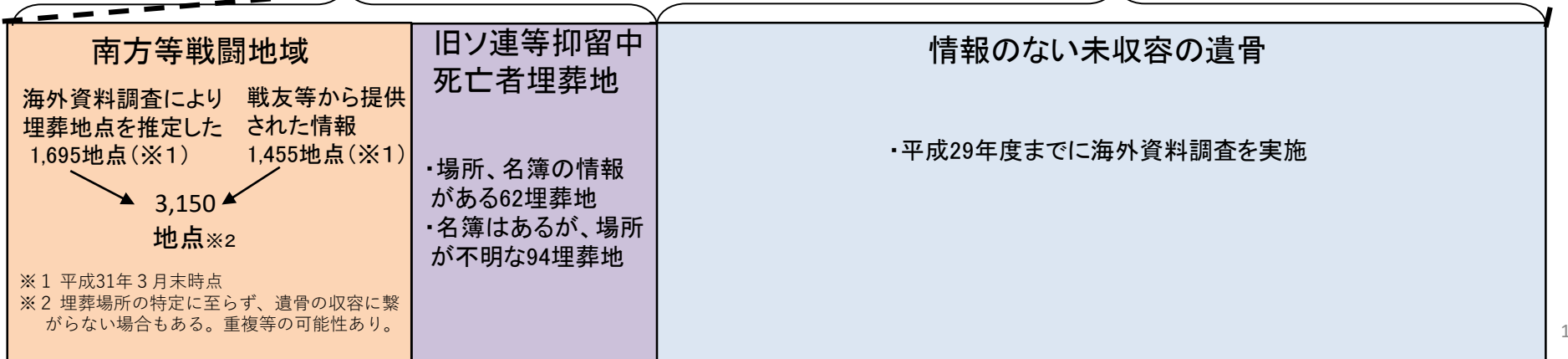
収容遺骨数:約128万柱

未収容遺骨数:約112万柱



情報のある遺骨

情報のない遺骨



戦没者遺骨収集事業の流れ

情報収集

○ 南方等戦闘地域
平成29年度まで
に、米国等の国立
公文書館等の資料
を調査済

※ この他随時、戦友から
の情報提供等あり

○ 旧ソ連等抑留中
死亡者埋葬地

ロシア側からの
資料提供等

現地調査

○ 現地情報提供者からの聞き取り、踏査による搜索、試掘
による遺骨の確認を行う。

聞き取り



踏査



試掘



遺骨収集

- ① 遺骨収容作業
- ② 遺骨の形質等から所属集団を判定
- ③ 遺骨の日本への送還
- ④ 身元特定のためのDNA鑑定

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)概要

※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から令和6年度(平成36年度)までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度(平成36年度)までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・政府の財政上の措置等
- ・情報収集及び分析
- ・関係国政府等の理解と協力
- ・鑑定等の体制整備

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会 長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(13団体※)】※平成31年3月末時点

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊ペリリュウ島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

(公社)隊友会

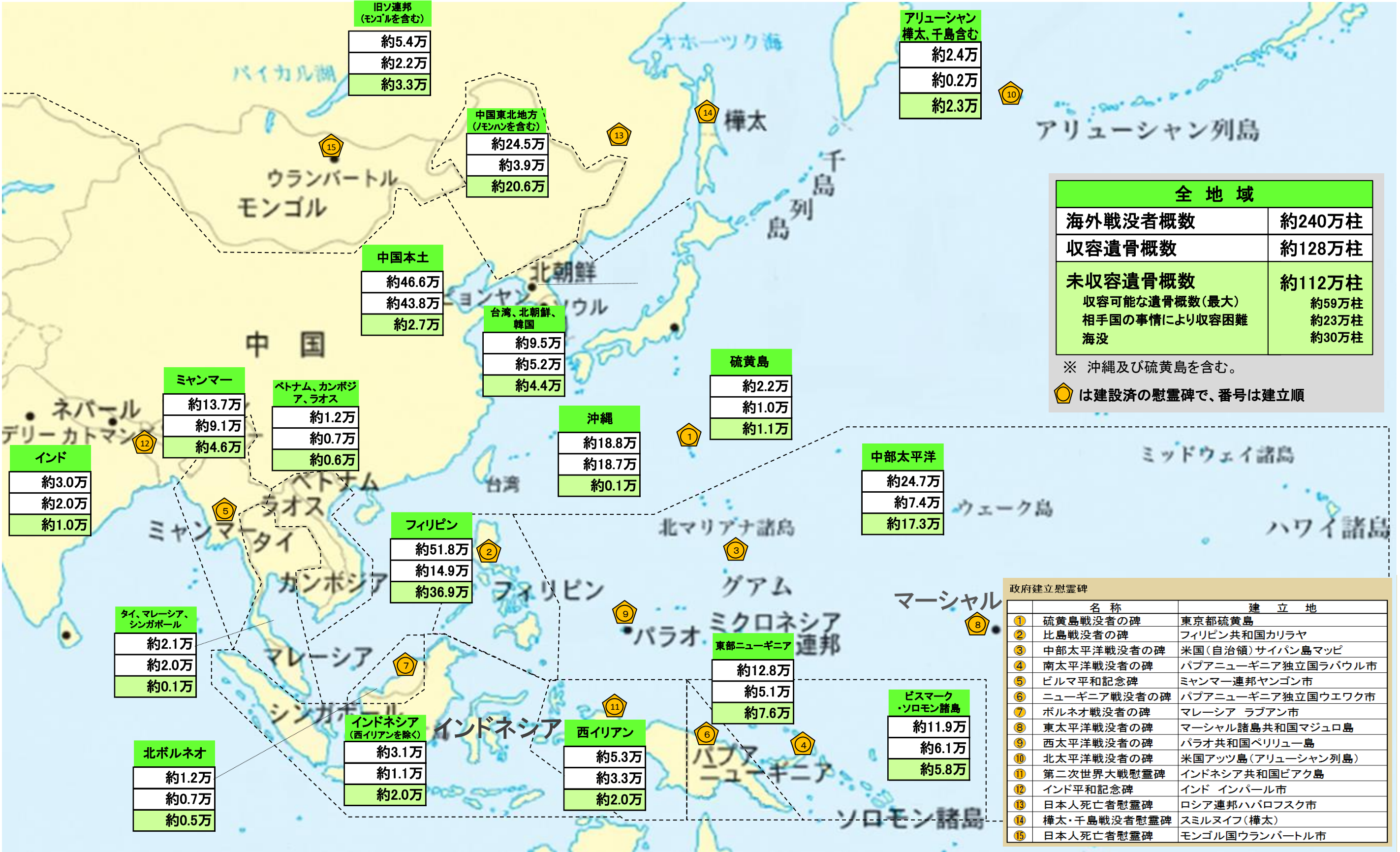
【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・平成28年4月1日

地域別戦没者遺骨収容概見図（令和元年10月末現在）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。